

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局自動車整備課）

項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長		
税目	所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9		
要望の内容	適用期限を2年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲89,200百万円) (一百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要な要素となってきている。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>
今回の要望（租税特別措置）に関する事項	<p>政策目標V 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標15 道路交通の安全性を確保・向上する 17 自動車の安全性を高める</p> <p>政策目標IX 市場環境の整備、産業の生産向上性、消費者利益の保護 施策目標32 建設市場の整備を推進する</p> <p>○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） （目的） 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和6年6月21日）</p> <p>第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。</p>

		<p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化</p> <p>売上 100 億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。</p>																																										
	政策の達成目標	<p>我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすこととする。</p> <p>労働生産性を 2020 年度比で 5 %向上</p>																																										
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）																																										
	同上の期間中の達成目標	労働生産性を 2020 年度比で 5 %向上																																										
	政策目標の達成状況	<p>令和 5 年度における中小企業者等の労働生産性は 2020 年度比で 4.4% 向上となっている。</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <p style="text-align: center;">中小企業の労働生産性の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>労働生産性 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2003</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2004</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2005</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2006</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2007</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2008</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2009</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2010</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2011</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2013</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2014</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2015</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>2017</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>2018</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>2019</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2020</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2021</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2022</td><td>5.7</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業=資本金 1 億円未満として集計 ※労働生産性 = 付加価値 (当期末) ÷ 期中平均従業員数 (当期末) ※付加価値 (当期末) = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益</p>	年	労働生産性 (百万円)	2003	5.4	2004	5.3	2005	5.2	2006	5.3	2007	5.4	2008	5.2	2009	5.3	2010	5.4	2011	5.4	2012	5.4	2013	5.5	2014	5.6	2015	5.7	2016	5.7	2017	5.8	2018	5.7	2019	5.6	2020	5.5	2021	5.6	2022	5.7
年	労働生産性 (百万円)																																											
2003	5.4																																											
2004	5.3																																											
2005	5.2																																											
2006	5.3																																											
2007	5.4																																											
2008	5.2																																											
2009	5.3																																											
2010	5.4																																											
2011	5.4																																											
2012	5.4																																											
2013	5.5																																											
2014	5.6																																											
2015	5.7																																											
2016	5.7																																											
2017	5.8																																											
2018	5.7																																											
2019	5.6																																											
2020	5.5																																											
2021	5.6																																											
2022	5.7																																											

	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和7年度 22,434件 令和8年度 22,389件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和6年度中小企業アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。</p>
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向

		上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和2年度 : 23,079 件 令和3年度 : 23,919 件 令和4年度 : 22,569 件</p> <p>【減収額】 令和2年度 : 768 億円 令和3年度 : 914 億円 令和4年度 : 892 億円</p>
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項 : 第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5</p> <p>適用件数 : 特別償却 14,973 件 税額控除 7,596 件</p> <p>適用額 : 特別償却 5,005 億円 税額控除 120 億円</p> <p>※令和4年度の適用状況</p>	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。</p> <p>※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>	
前回要望時の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。	

<p>前回要望時 からの達成度及び目標 に達していない場合の 理 由</p>	<p>令和5年度における中小企業者等の設備投資は13兆円となっている。 令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少したが、現在は回復期で好転の兆しもある。 一方で、人手不足、物価高・価格転嫁の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。</p> <p>(兆円)</p> <p>設備投資額の推移（年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>06</td><td>36.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>07</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>08</td><td>36.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>09</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>10</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>11</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>12</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>13</td><td>25.5</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>15</td><td>27.5</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>16</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>17</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>18</td><td>33.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>19</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>20</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>21</td><td>30.5</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>22</td><td>32.0</td><td>11.9</td></tr> <tr><td>23</td><td>34.0</td><td>12.6</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p>	年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	06	36.0	12.9	07	39.0	14.3	08	36.5	12.9	09	30.0	9.1	10	25.0	9.6	11	25.0	9.4	12	25.5	9.2	13	25.5	9.0	14	26.0	9.8	15	27.5	10.7	16	29.0	11.3	17	30.0	11.4	18	33.0	11.4	19	34.0	11.4	20	33.0	10.7	21	30.5	10.8	22	32.0	11.9	23	34.0	12.6
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																								
06	36.0	12.9																																																								
07	39.0	14.3																																																								
08	36.5	12.9																																																								
09	30.0	9.1																																																								
10	25.0	9.6																																																								
11	25.0	9.4																																																								
12	25.5	9.2																																																								
13	25.5	9.0																																																								
14	26.0	9.8																																																								
15	27.5	10.7																																																								
16	29.0	11.3																																																								
17	30.0	11.4																																																								
18	33.0	11.4																																																								
19	34.0	11.4																																																								
20	33.0	10.7																																																								
21	30.5	10.8																																																								
22	32.0	11.9																																																								
23	34.0	12.6																																																								
<p>これまでの 要望 経緯</p>	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外</p>																																																									